第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

手数料欄	
一括請求払い	現金払い
請求先：	

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第６条の２第１項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。また、申請にあたって、一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務約款を遵守することを誓約します。

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 様

令和 7　年　4　月　28　日

申請者氏名　　リストホームズ株式会社 代表取締役 北見　尚之

代表となる設計者氏名　　リストホームズ株式会社　一級建築士事務所 荒田　康泰

※以下は記入しないでください。

受付年月日	年　月　日		係員氏名
受付番号			
消防関係同意欄 □ 同意 □ 通知	消防受付欄	消防決裁欄	建築確認決裁欄
確認済証交付年月日	年　月　日		係員氏名
確認済証番号			
区分	第６条第１項　（ □第１号　□第２号　□第３号 ）		
			処理期限 月　日

建築主等の概要

【1.建築主】
【イ.氏名のフリガナ】 ﾘｽﾄﾎｰﾑｽﾞｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ ｷﾀﾐ ﾋｻｼ
【ロ.氏　名】 リストホームズ株式会社　代表取締役　北見　尚之
【ハ.郵便番号】 231-0015
【ニ.住　所】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
【ホ.電話番号】 045-671-9966

【2.代理者】
【イ.資　格】 （　一級　）建築士　（　大臣　）登録第　297069　号
【ロ.氏　名】 加藤　昇
【ハ.建築士事務所名】 （　一級　）建築士事務所　（　東京都　）知事登録第　18260　号
株式会社エルグ設計事務所　一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 170-0013
【ホ.所 在 地】 東京都豊島区東池袋2-1-3　MKビル
【ヘ.電話番号】 03-3984-4058

【3.設計者】
(代表となる設計者)
【イ.資　格】 （　一級　）建築士　（　大臣　）登録第　331087　号
【ロ.氏　名】 荒田　康泰
【ハ.建築士事務所名】 （　一級　）建築士事務所　（ 神奈川県　）知事登録第　17455　号
リストホームズ株式会社　一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 231-0015
【ホ.所 在 地】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
【ヘ.電話番号】 045-671-9966
【ト.作成又は確認した設計図書】 設計図書一式(構造設計図書一式以外　但し地盤補強は含む)

(その他の設計者)
【イ.資　格】 （　一級　）建築士　（　大臣　）登録第　315041　号
【ロ.氏　名】 小林 辰雄
【ハ.建築士事務所名】 （　一級　）建築士事務所　（ 神奈川県　）知事登録第　16423　号
ポラテック富士株式会社一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 252-0303
【ホ.所 在 地】 神奈川県相模原市南区相模大野3-13-15 第3ﾀｶﾋﾞﾙ6F
【ヘ.電話番号】 042-767-8120
【ト.作成又は確認した設計図書】 構造設計図書一式

【イ.資　格】 （　）建築士　（　）登録第　号
【ロ.氏　名】
【ハ.建築士事務所名】 （　）建築士事務所　（　）知事登録第　号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所 在 地】
【ヘ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】
【イ.資　格】 （　）建築士　（　）登録第　号
【ロ.氏　名】
【ハ.建築士事務所名】 （　）建築士事務所　（　）知事登録第　号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所 在 地】
【ヘ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、
□建築士法第20条の2第1項の表示をした者
【イ.氏　名】
【ロ.資　格】 構造設計一級建築士交付　第　号
□建築士法第20条の2第3項の表示をした者
【イ.氏　名】
【ロ.資　格】 構造設計一級建築士交付　第　号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏　名】
【ロ.資　格】　設備設計一級建築士交付　第　号

【イ.氏　名】
【ロ.資　格】　設備設計一級建築士交付　第　号

【イ.氏　名】
【ロ.資　格】　設備設計一級建築士交付　第　号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏　名】
【ロ.資　格】　設備設計一級建築士交付　第　号

【イ.氏　名】
【ロ.資　格】　設備設計一級建築士交付　第　号

【イ.氏　名】
【ロ.資　格】　設備設計一級建築士交付　第　号

【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏　名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏　名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏　名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏　名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資　格】　(　一級　)建築士　(　大臣　)登録第　290682　号
【ロ.氏　名】　根岸　孝幸
【ハ.建築士事務所名】　(　一級　)建築士事務所　(　神奈川県　)知事登録第　17455　号
リストホームズ株式会社　一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】　231-0015
【ホ.所 在 地】　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
【ヘ.電話番号】　045-671-9966
【ト.工事と照合する設計図書】　設計図書一式

(その他の工事監理者)
【イ.資　格】　(　　)建築士　(　　)登録第　　号
【ロ.氏　名】
【ハ.建築士事務所名】　(　　)建築士事務所　(　　)知事登録第　　号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所 在 地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】
【イ.資　格】　(　　)建築士　(　　)登録第　　号
【ロ.氏　名】
【ハ.建築士事務所名】　(　　)建築士事務所　(　　)知事登録第　　号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所 在 地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】
【イ.資　格】　(　　)建築士　(　　)登録第　　号
【ロ.氏　名】
【ハ.建築士事務所名】　(　　)建築士事務所　(　　)知事登録第　　号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所 在 地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】
【イ.氏　名】　代表取締役　北見　尚之
【ロ.営業所名】　建設業の許可(　神奈川県知事　)　第　特2　87490 号
リストホームズ株式会社
【ハ.郵便番号】　231-0015
【ニ.所 在 地】　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
【ホ.電話番号】　045-671-9966

【7.構造計算適合性判定の申請】
☐ 申請済　(　　)
☐ 未申請　(　　)
■ 申請不要

【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】
■ 提出済　(一般財団法人 神奈川県建築安全協会　神奈川県横浜市　)
☐ 未提出　(　　)
☐ 提出不要　(　　)

【9.備考】

【建築物等の名称又は工事名】
【名称のフリガナ】　ﾅｶﾊﾗｸｺｽｷﾞｺﾞﾃﾝﾁｮｳ2ﾁｮｳﾒ　ｼﾝﾁｸｺｳｼﾞ　2ｺﾞｳﾄｳ
【名　称】　中原区小杉御殿町2丁目　新築工事　2号棟

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】　神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2丁目166番34の一部

【2.住居表示】　神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2丁目（以下未定）

【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
■都市計画区域内　（ ■市街化区域　□市街化調整区域　□区域区分非設定 ）
□準都市計画区域内　□都市計画区域及び準都市計画区域外

【4.防火地域】　□防火地域　■準防火地域　□指定なし

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】
最高高さ20m、日影規制区域(2.5h/4h4m)、下水道処理区域内、宅地造成等工事規制区域、第3種高度地区

【6.道路】
【イ.幅　員】　4.000m
【ロ.敷地と接している部分の長さ】　6.000m

【7.敷地面積】
【イ.敷地面積】　(1)（ 78.61 ）（ ）（ ）（ ） ㎡
(2)（ ）（ ）（ ）（ ） ㎡
【ロ.用途地域等】　（ 第一種住居地域 ）（ ）（ ）（ ）
【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
（ 160.00 ）（ ）（ ）（ ） %
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
（ 60.00 ）（ ）（ ）（ ） %
【ホ.敷地面積の合計】　(1)　78.61 ㎡
(2)　㎡
【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】　160.00 %
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】　70.00 %
【チ.備　考】　準防火地域内の準耐火建築物による緩和

【8.主要用途】　（区分　08010　）　一戸建ての住宅

【9.工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【10.建築面積】　（ 申請部分 ）（ 申請以外の部分 ）（ 合計 ）
【イ.建築物全体】　（ 52.17 ）（ ）（ 52.17 ） ㎡
【ロ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
（ 52.17 ）（ ）（ 52.17 ） ㎡
【ハ.建蔽率】　66.37 %

【11.延べ面積】	申請部分	申請以外の部分	合計	
【イ.建築物全体】	142.30		142.30	㎡
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】				㎡
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】				㎡
【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】				㎡
【ホ.認定機械室等の部分】				㎡
【ヘ.自動車車庫等の部分】	16.63		16.63	㎡
【ト.備蓄倉庫の部分】				㎡
【チ.蓄電池の設置部分】				㎡
【リ.自家発電設備の設置部分】				㎡
【ヌ.貯水槽の設置部分】				㎡
【ル.宅配ボックスの設置部分】				㎡
【ヲ.その他の不算入部分】				㎡
【ワ.住宅の部分】	125.67		125.67	㎡
【カ.老人ホーム等の部分】				㎡

【ヨ.延べ面積】 125.67 ㎡

【タ.容積率】 159.87 %

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 1

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13.建築物の高さ等】		申請に係る建築物	他の建築物	
【イ.最高の高さ】		9.986		m
【ロ.階　数】	地上	3		
	地下	0		

【ハ.構　造】 木造(軸組工法)

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ■有 □無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

■道路高さ制限不適用 □隣地高さ制限不適用 □北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

狭あい道路拡幅整備協議済 第R6-551号 令和7年1月21日

【15.工事着手予定年月日】 令和7年5月30日

【16.工事完了予定年月日】 令和7年8月30日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 1 回)	令和7年6月30日	屋根工事
(第 回)	令和 年 月 日	
(第 回)	令和 年 月 日	

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 □ 有 ■ 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

□ 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

□ その他

【19.その他必要な事項】

住宅用火災警報器設置

【20.備考】

建築物別概要

【1.番号】　1

【2.用途】　（区分　08010　）　一戸建ての住宅
　　（区分　08490　）　自動車車庫

【3.工事種別】
■新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【4.構造】　木造（軸組工法）

【5.主要構造部】
□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
□建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
■準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－1）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－2）
□その他

【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
□建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
□その他
■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7.建築基準法第61条の規定の適用】
□耐火建築物
□延焼防止建築物
■準耐火建築物
□準延焼防止建築物
□その他
□建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8.階数】
【イ.地階を除く階数】　3
【ロ.地階の階数】
【ハ.昇降機塔等の階の数】　1
【ニ.地階の倉庫等の階の数】

【9.高さ】
【イ.最高の高さ】　9.986　m
【ロ.最高の軒の高さ】　8.886　m

【10.建築設備の種類】　電気、ガス、給排水、換気

【11.確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 □有 ■無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

□ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査

□ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査
(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1)氏名

(2)資格 構造設計一級建築士交付

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 □有 ■無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ホ. 認定型式の認定番号】

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等認証番号】

【12.床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ.階別】	(P1 階)	(4.34)	( )	(4.34)	㎡
	(F3 階)	(35.86)	( )	(35.86)	㎡
	(F2 階)	(49.99)	( )	(49.99)	㎡
	(F1 階)	(52.11)	( )	(52.11)	㎡
【ロ.合計】		(142.30)	( )	(142.30)	㎡

【13.屋根】 平型彩色スレート(NM-2093)

【14.外壁】 窯業系サイディング(ア)16(QF045BE-9226)(屋内側:強化石膏ボード(ア)12.5(NM-8615)(小屋裏を含む))

【15.軒裏】 有機質系繊維混入セメント板(ア)14(QF045RS-0053)

【16.居室の床の高さ】 mm

【17.便所の種類】 水洗、公共下水

【18.その他必要な事項】

住宅用火災警報器

【19.備考】

（第五面）

建築物の階別概要

【1.番号】 1

【2.階】 P1

【3.柱の小径】 105

【4.横架材間の垂直距離】 2,300 mm

【5.階の高さ】 mm

【6.天井】

【イ.居室の天井の高さ】 mm

【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 □有 ■無

【7.用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(4.34)	㎡
【ロ.】	( )	( )	( )	㎡
【ハ.】	( )	( )	( )	㎡

【8.その他必要な事項】

【9.備考】

（第五面）

建築物の階別概要

【1.番号】 1

【2.階】 F3

【3.柱の小径】 105

【4.横架材間の垂直距離】 2,630 mm

【5.階の高さ】 2,699 mm

【6.天井】

【イ.居室の天井の高さ】 2,400 mm

【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 □有 ■無

【7.用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(35.86)	㎡
【ロ.】	( )	( )	( )	㎡
【ハ.】	( )	( )	( )	㎡

【8.その他必要な事項】

【9.備考】

（第五面）

建築物の階別概要

【1.番号】 1

【2.階】 F2

【3.柱の小径】 105

【4.横架材間の垂直距離】 2,706 mm

【5.階の高さ】 2,793 mm

【6.天井】

【イ.居室の天井の高さ】 2,400 mm

【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 □有 ■無

【7.用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(49.99)	㎡
【ロ.】	( )	( )	( )	㎡
【ハ.】	( )	( )	( )	㎡

【8.その他必要な事項】

【9.備考】

（第五面）

建築物の階別概要

【1.番号】 1

【2.階】 F1

【3.柱の小径】 105

【4.横架材間の垂直距離】 2,710 mm

【5.階の高さ】 2,833 mm

【6.天井】

【イ.居室の天井の高さ】 mm

【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 □有 ■無

【7.用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(35.48)	㎡
【ロ.】	(08490)	(自動車車庫)	(16.63)	㎡
【ハ.】	( )	( )	( )	㎡

【8.その他必要な事項】

【9.備考】

建築物独立部分別概要

【1.番号】　1

【2.延べ面積】　㎡

【3.建築物の高さ等】
【イ.最高の高さ】　m
【ロ.最高の軒の高さ】　m
【ハ.階　数】　地上（　　）　地下（　　）
【ニ.構　造】

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】
□特定構造計算基準
□特定増改築構造計算基準

【5.構造計算の区分】
□建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従つた構造計算
□建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算
□建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算
□建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算
■建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6.構造計算に用いたプログラム】
【イ.名　称】　トーアCAD 構造計算性能評価パッケージ バージョン 5.10.0 KIZUKURI-sub Ver6.00

【ロ.区　分】
□建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
（大臣認定番号　　）
■その他のプログラム

【7.建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】
（　　）

【8.備考】

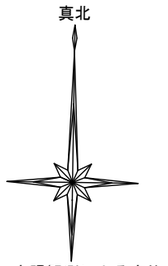

太陽観測による方位

○道路斜線 チェック

天空率による

○高度斜線 チェック

第3種高度斜線の為支障なし (10m+1.25/1.0)

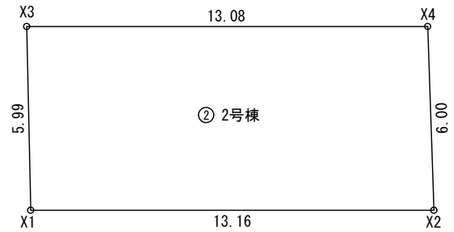

求積表

地 番	② 2号棟			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
X3	528.395	483.540	-12.860	-6795.159700
X1	522.405	483.760	13.376	6987.689280
X2	522.602	496.916	12.860	6720.661720
X4	528.590	496.620	-13.376	-7070.419840
			合 計	-157.228540
			合 計 面 積	78.6142700
			地 積	78.61 ㎡

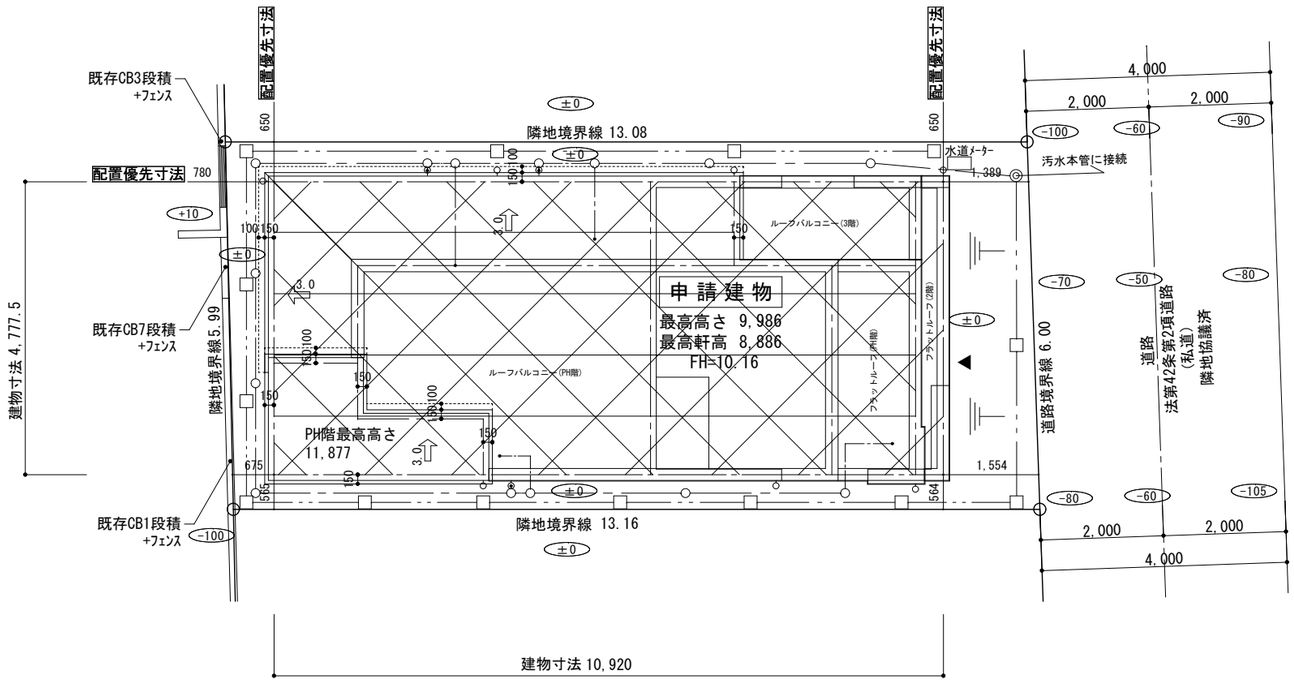

※全て延焼のおそれのある部分

※境界杭（コンクリート杭）

▲：主要な出入口

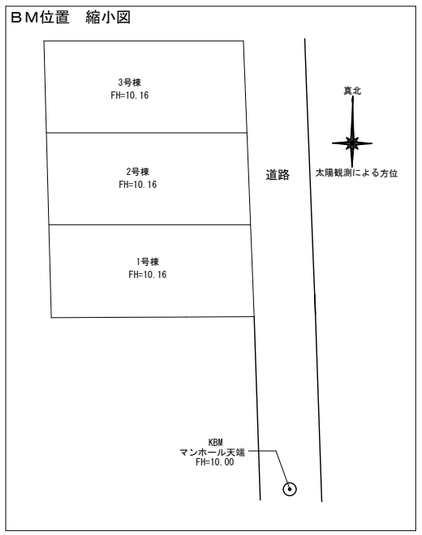

凡例

雨水

汚水

1階部分を示す

2階部分を示す

3階部分を示す

※ 盛土規制法及び都市計画法の許可対象となる
宅地造成等の工事無し
※ 主要な出入口から道路まで敷地内通路 有効900以上確保
※ 平均ＧＬ算定：なし

※ 水道法16条に適合とする
※ 下水道法10条1項に適合とする
※ ガス事業法162条に適合とする
※ 既存擁壁は宅地造成時施工,又は,計画時施工済。
安全性を確認,支障ないものとする。
※ 土留は,2段以下はCB,3段以上は全て型枠CPとする
※ 高度斜線 ：支障なし
※ 道路斜線 ：天空率による
※ 敷地周長のみメートル(m)表記とする

List Homes

リストホームズ株式会社一級建築士事務所
1級建築士登録 第331087号
荒田 康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/100,200	中原区小杉御殿町2丁目 新築工事 2号棟	意-1
			作図日	図面名	
			2025/02/13	配置図	

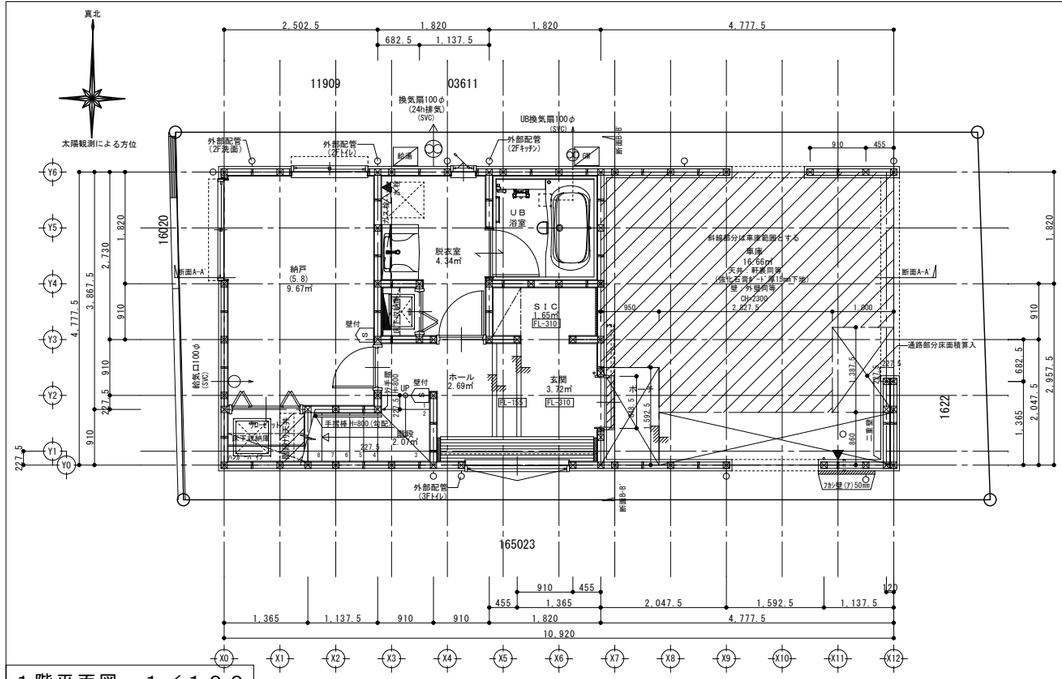

1階平面図　1／100

■2階LDK　採光・換気・排煙ﾁｪｯｸ

室面積：34.05㎡

必要採光面積：34.05÷7=4.86　・・・①
有効採光面積：東面02618×3にて検討
採光補正検討 A=3.0
0.26×1.8×3.0×3=4.212　・・・②
有効採光面積：東面08313にて検討
採光補正検討 A=3.0
0.83×1.3×3.0=3.237　・・・③
①＜②+③より採光ＯＫ

必要換気面積：34.05÷20=1.7025　・・・①
有効換気面積：北面16513にて検討
1.65×1.3×1/2=1.0725　・・・②
有効換気面積：東面02611×3にて検討
0.26×1.1×45°/45°×3=0.858　・・・③
①＜②+③より換気ＯＫ

必要排煙面積：34.05÷50=0.681　・・・①
有効排煙面積：北面16513にて検討
1.65×0.676×1/2=0.5577　・・・②
有効換気面積：東面02618(ﾀﾃｽﾍﾞﾘ02611)にて検討
0.26×0.76×45°/45°=0.17576　・・・③
①＜②+③より排煙ＯＫ

開口補正係数
道路に面する
∴3.0

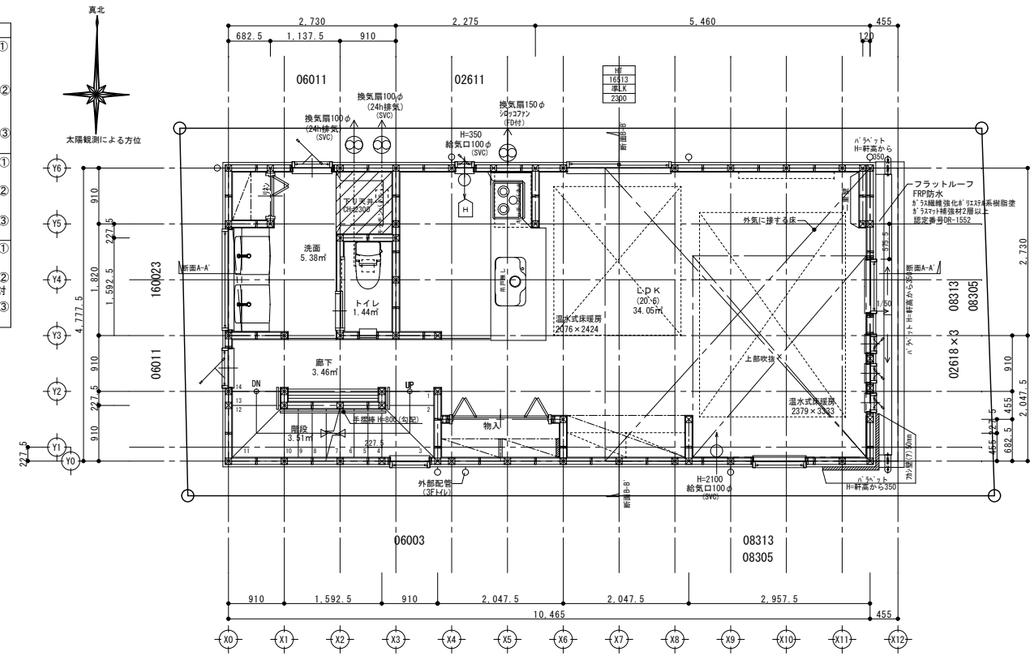

2階平面図　1／100

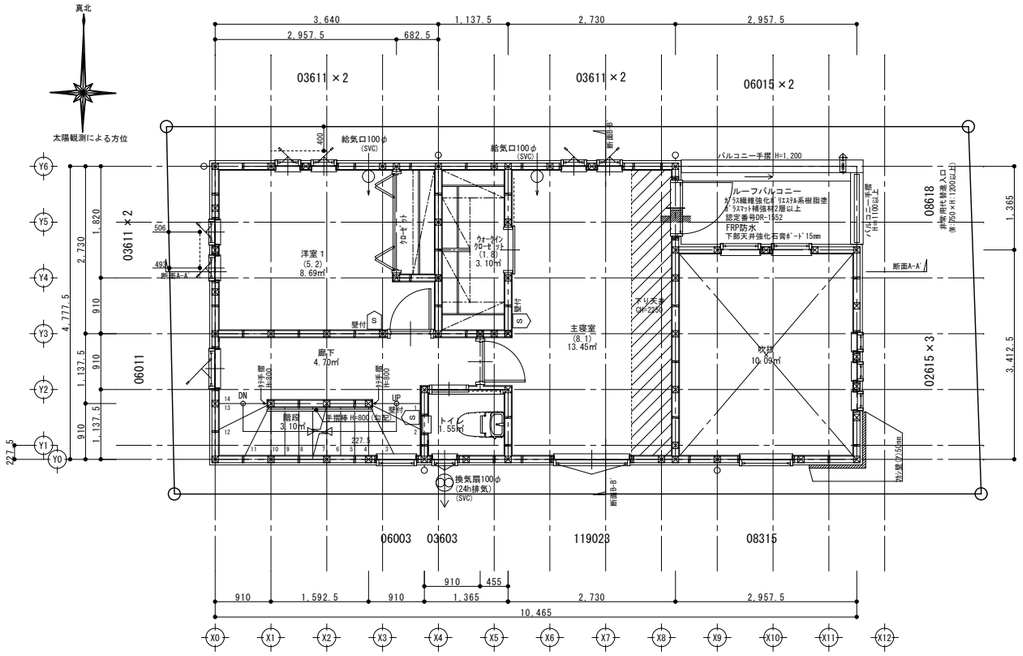

3階平面図　1／100

■3階主寝室　採光・換気・排煙ﾁｪｯｸ

室面積：13.45㎡

必要採光面積：13.45÷7=1.92　・・・①
有効採光面積：東面08618にて検討
採光補正検討 A=3.0
0.86×1.8×3.0=4.644　・・・②
①＜②より採光ＯＫ

必要換気面積：13.45÷20=0.6725　・・・①
有効換気面積：東面08618にて検討
0.86×1.3×45°/45°=1.118　・・・②
①＜②より換気ＯＫ

必要排煙面積：13.45÷50=0.269　・・・①
有効排煙面積：東面08618にて検討
0.86×0.488×45°/45°=0.41968　・・・②
①＜②より排煙ＯＫ

開口補正係数
道路に面する
∴3.0

■3階洋室１　採光・換気・排煙ﾁｪｯｸ

室面積：8.69㎡

必要採光面積：8.69÷7=1.241　・・・①
有効採光面積：北面03611×2にて検討
採光補正検討 A=0.57
0.36×1.1×0.57×2=0.45144　・・・②
有効採光面積：西面03611にて検討
採光補正検討 A=1.10
0.36×1.1×1.10=0.4356　・・・③
有効採光面積：西面03611にて検討
採光補正検討 A=1.03
0.36×1.1×1.03=0.40788　・・・④
①＜②+③+④より採光ＯＫ

必要換気面積：8.69÷20=0.4345　・・・①
有効換気面積：北面03611×2にて検討
0.36×1.1×45°/45°×2=0.792　・・・②
①＜②より換気ＯＫ

必要排煙面積：8.69÷50=0.1738　・・・①
有効排煙面積：北面03611×2にて検討
0.36×0.488×45°/45°×2=0.35136　・・・②
①＜②より排煙ＯＫ

開口補正係数
0.4/1.214×6-1.4=0.57
0.506/1.214×6-1.4=1.10
0.493/1.214×6-1.4=1.03

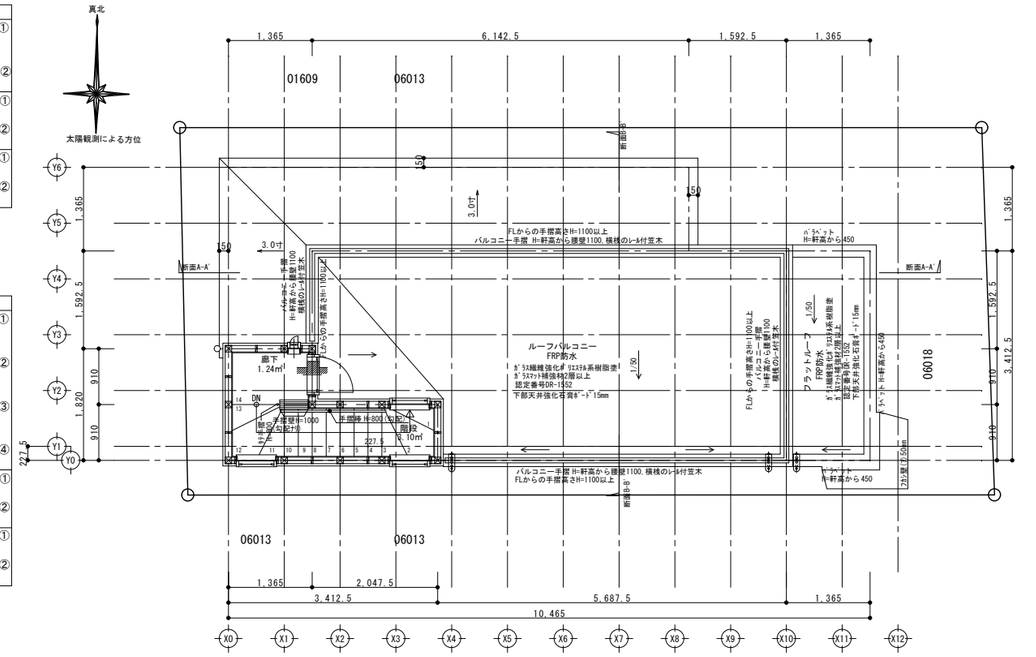

PH階平面図　1／100

※玄関ドアも防火設備とする

特記

※火気使用室(LDK,階段室,ﾎｰﾙ)の仕上げは準不燃材料とする(天井・壁)
厚12.5mm石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地＋ｸﾛｽ貼(認定品)
※ｺﾝﾛ廻りは消防長の指定する有効な不燃材とする
※ﾌｰﾄﾞの材質は鋼製、ﾀﾞｸﾄの材質は鋼製(ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ不燃材)とし
ﾛｯｸｳｰﾙ50mm巻きとする。
※100φ開口部は全てﾌｰﾄﾞ付とする(鋼製)

※法28条第3項による検討 (V=30KQ)
使用コンロ　全点火時：10.1(kw/h)
使用フード　50Hz：520(m3/h)
30×0.93×10.1＝281.79＜520　∴OK

※防火設備認定番号
単体引違窓(EB-2968,EB-2967) ｼｬｯﾀｰ引違窓(EB-2706-1)
縦すべり出し窓(EB-2176-1) すべり出し窓(EB-2205)
高所用すべり出し窓(EB-2615-1)
上げ下げ窓(EB-2290(1)) 内倒し窓(EB-1459)
FIX窓(EB-2252,EB-2629)
たてｽﾘｯﾄFIX窓(EB-2714) 横ｽﾘｯﾄFIX(EB-2507)

※階段蹴上22cm以下・踏面15cm以上・有効幅75cm以上
※階段には手摺設置(出寸法は100mm以下)
※内部建具(片開き)は全てｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ(1cm)とする
※ﾙｰﾌﾊﾞﾙｺﾆｰ　FRP防水防火使用(不燃ｾﾗﾐｯｸNM-9133)
※各部屋の入口は段差のないものとする
※床下収納庫は床下点検口を兼ねる
※小屋裏利用はなしとする

※延焼線内のΦ100の換気機は防火覆い付とする
※１階CH=2400, ２階CH=2400, ３階CH=2400とする
※小口径配管設備無し
※壁付けファン　比消費電力0.05
※ガス潜熱回収型　給湯器(床暖房熱源含む)使用
※給湯器の固定方法について、告示1447号に適合
※開口部は全て遮炎性能を有する防火設備である

凡例

※火災警報器
Ⓢ 煙式センサー
Ⓗ 熱式センサー
※住宅用火災報知器は検定品とする

List Homes

リストホームズ株式会社一級建築士事務所
1級建築士登録　第331087号
荒田　康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/100	中原区小杉御殿町2丁目　新築工事　2号棟	意-3
			作図日	図面名	
			2025/02/13	平面図	

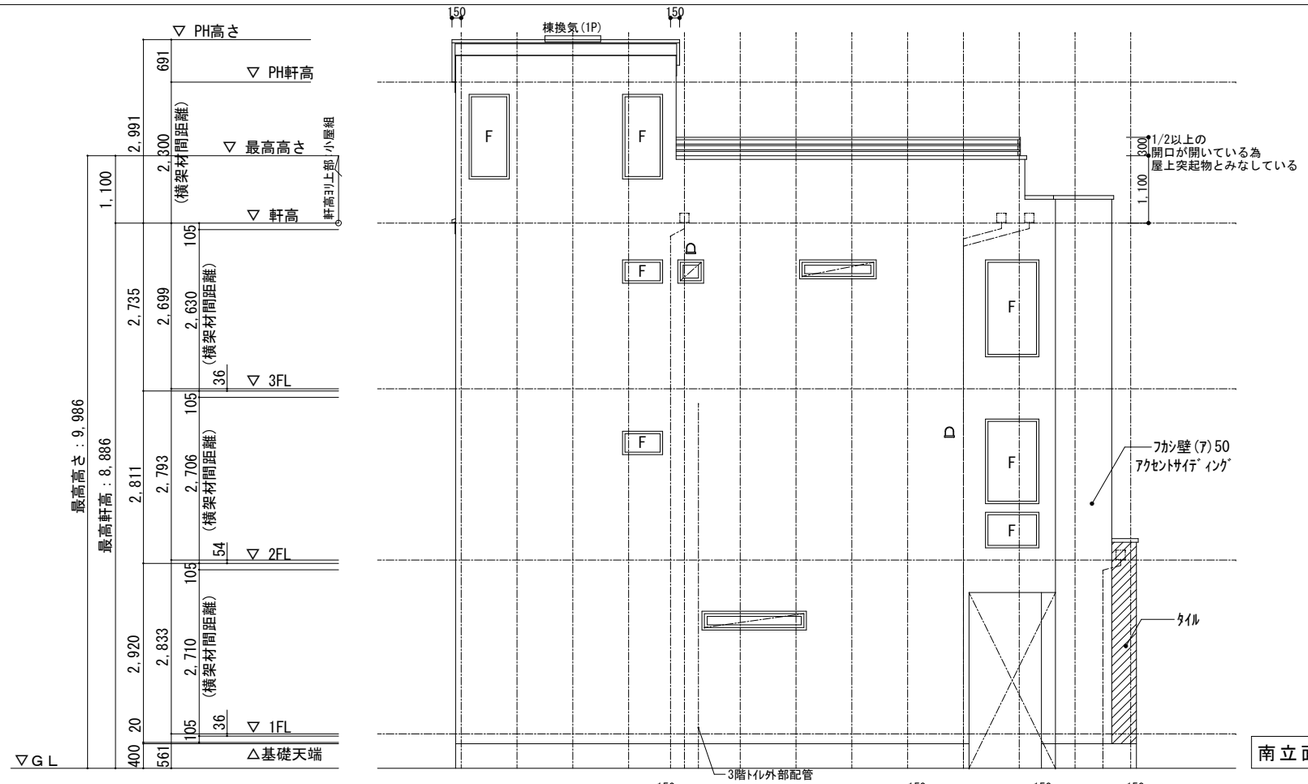

南立面図　1／100

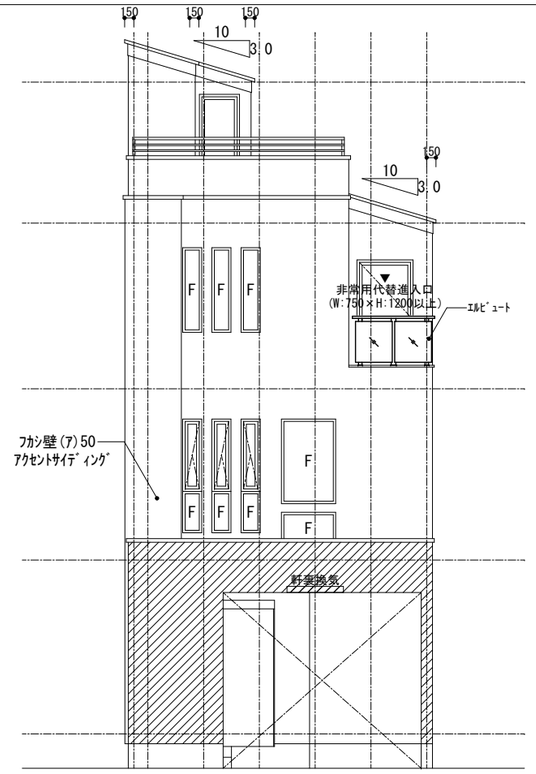

東立面図　1／100

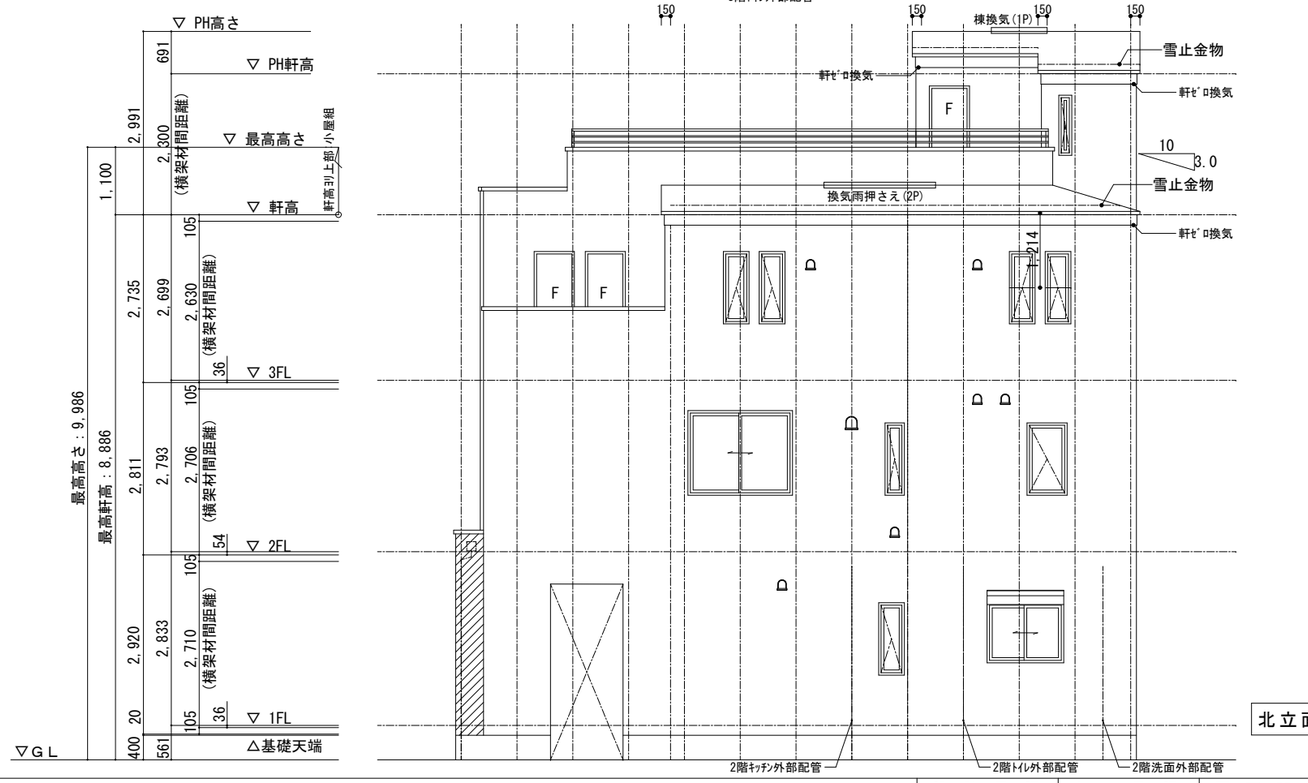

北立面図　1／100

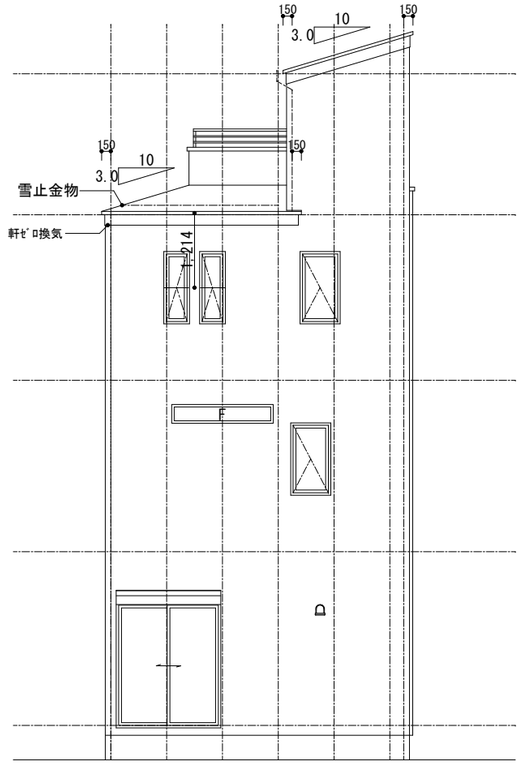

西立面図　1／100

List Homes

リストホームズ株式会社一級建築士事務所
1級建築士登録　第331087号
荒田　康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
				中原区小杉御殿町2丁目　新築工事　2号棟	意-4
			作図日 2025/02/13	図面名 立面図	